

くぬぎ山地区自然再生協議会

平成 27 年度活動計画(案)

1. 協議会主催による平地林保全管理イベントの開催

平成 22 年度から開始したくぬぎ山地区内を対象とした県民参加による保全管理イベントを継続し、下記のとおり 2 回開催する。

(1) 平成 27 年 9 月 27 日(日) 10:00~12:00

場所：①狭山市堀兼〔自然再生地〕

：②所沢市くぬぎ山・駒ヶ原の森の草地

内容：①セイタカアワダチソウ、アレチヌスビトハギ、メリケンカルカヤ、オギ等の
除草・クズの根切り作業

②クズの根切り、キクイモ・セイタカアワダチソウ等の除草、実生苗の印つけ作業
所沢市作成「くぬぎ山・駒ヶ原の森保全管理計画」より

(2) 平成 27 年 12 月 20 日(日) 10:00~15:00

場所：①狭山市上赤坂 民有地 9,709 m²の一部

②所沢市くぬぎ山・駒ヶ原の森のコナラ林管理ゾーン

内容：①アカマツ実生苗周りの植物除去、

②小面積伐採更新、実生苗印つけ

所沢市作成「くぬぎ山・駒ヶ原の森保全管理計画」より

※ 今年度のイベント開催に当たっては、できる限りより多くの県民や地元地権者に広く活動を周知するため、広報に力を入れる。

2. これまでの協議会イベント開催地における保全管理ボランティアの推進

これまでに行った協議会主催によるイベント開催地では、継続的な林地等の管理活動が必要になる。そのためには、平成 22・24・25・26 年度に実施した下記の 3 地区を対象として、関係団体等による日常的な保全管理のボランティア活動を推進する。

(1) 狭山市大字堀兼〔自然再生地〕

(2) 狭山市大字上赤坂 民有地 9,709 m²

(3) 狭山市大字上赤坂 公有地 4,176 m² (平成 22 年萌芽更新 1 号地)

※ 関係団体による上記 3 地区における活動実施に際しては、「保全活動実施の日常的な保全管理ボランティアのルール化について」(第 21 回くぬぎ山自然再生協議会で決定)に従って、必要な手続きと作業内容を徹底するものとする。

3. 地権者対応